

北海道トラック協会ファクシミリ通信

第1136号

セーフティ通信

H28. 8. 10
(公社)北海道トラック協会
TEL (011) 511-9784
FAX (011) 521-5810ホームページ <http://www.hta.or.jp/>

平成28年度(第67回) 全国労働衛生週間

平素から当協会の業務、とりわけ交通安全対策事業の推進に対し、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年8月9日現在、**事業用貨物自動車**が**第1当事者**の交通死亡事故死者数につきましては、**10人(前年同時期比で3人の増加)**となり、これ以上発生させる訳にはいきませんので今後とも事故抑止宜しくお願い致します。

標記につきましては、平成28年7月19日付で、厚生労働事務次官より、公益社団法人全日本トラック協会会長あてに、「**厚生労働省**におきましては、**国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進**を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。本年度におきましても、平成28年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、**10月1日から同月7日**までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、**「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」**のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨をご理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業所等の関係者に対する周知等について、格別のご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。」

平成28年8月3日付で、同様の趣旨で公益社団法人全日本トラック協会会長から当協会会長あてに文書依頼がありました。当協会会員事業所として、この趣旨を理解の上、従業員の皆様に周知徹底を図るとともに積極的な協力方をお願い致します。

1 期間

平成28年10月1日(土)から10月7日(金)まで 尚、実効を上げるため、**9月1日から9月30日までを準備期間**とする。

2 準備期間中に実施する事項～概要

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

ア 改正労働安全衛生法に関する事項

- 平成27年12月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実な実施
- 平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な科学物質に関するリスクアセスメントの着実な実施
- 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進

イ その他の重点事項

- 病気を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進
事業者による基本方針等の表明と労働者への周知、研修等による両立支援に関する意識啓発、相談窓口等の明確化、両立支援に活用できる社内体制の整備
- 労働者の心の健康保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
時間外・休日労働の削減、労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和の推進
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立・リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立～労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育の推進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策・熱中症予防対策・電離放射線障害防止対策・騒音障害防止対策・振動障害防止対策・石綿障害予防対策・酸素欠乏症等の防止対策を推進

詳細については、厚生労働省ホームページ参照してください。(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000130517.html>)